

岡崎市都市政策部建築指導課からのお願い！

プレハブ物置やカーポートを建てられる方へ



プレハブ物置等を建てられる際は、**建築士等**へご相談ください。

手続きについて

プレハブ物置やカーポートは基礎の形態に関わらず、原則、建築物として扱われますので、申請手続き（建築確認申請）が必要です。購入を検討の際は販売店にて、建築基準法の手続きについてご確認ください。

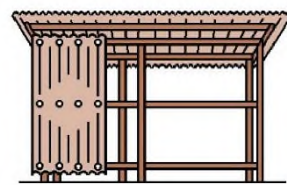
【建築物の例】「屋根」と「壁もしくは柱」があるもの。



プレハブ物置



カーポート

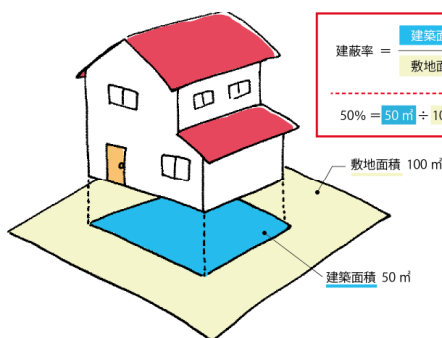


簡易な屋根があるもの

建築基準法に定められた基準について

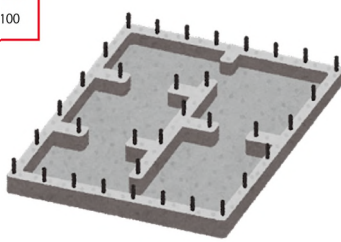
建築確認の申請が不要であっても、建築基準法で定められた以下のような基準に適合させる必要があります。また、他にも、壁面の制限、開口部の制限などがあります。

【基準の例】



建ぺい率

指定された数値以下に



基礎の構造

コンクリート基礎と結合



屋根の構造

不燃材等の使用

ルール違反になると

法令に違反している建築物は、**所有者自らの責任で直さなければいけません。**
(違反建築物の所有者等には、厳しい処分や法的な罰則が科せられる場合があります。)

○建築基準法に関する相談
建築指導課建築審査係
Tel 0564-23-6332

○改善に関する相談
建築指導課監察指導係
Tel 0564-23-6816